

安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名：油性 屋根用遮熱塗料 専用シーラー

色名：ホワイト

製品説明：種類：アクリル樹脂塗料

主な用途：スレート・セメント瓦、トタン屋根の下塗り（水性屋根用遮熱塗料の下塗り専用）

会社名：株式会社アサヒペン

住所：〒538-8666 大阪市鶴見区鶴見4-1-12

担当部門：品質保証部

責任者：林 正明

担当者・作成者：谷川 聰

電話番号：06-6930-5036

FAX番号：06-6930-5035

メール：hinshou@asahipen.co.jp

2. 危険有害性の要約

GHS分類

JIS Z7252 (2014) に基づき分類した。区分外、分類対象外、分類できないものは表示していない。

引火性液体 区分3

皮膚腐食性／皮膚刺激性 区分2

生殖毒性 区分1B

特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分2（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）

区分3（気道刺激性、麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復暴露） 区分2（呼吸器、神経系、中枢神経系、肝臓、精巣）

水性環境有害性（急性） 区分1

水性環境有害性（慢性） 区分1

GHSラベル要素

実際の製品表示とは異なる場合があります。製品は一般消費者向けであり、(一社)日本塗料工業会の「家庭用塗料GHS自主表示要領」に基づき、リスク評価を含めた総合的な評価結果を表示しています。

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性液体及び蒸気

皮膚刺激

強い眼刺激

発がんのおそれの疑い

生殖器または胎児への悪影響のおそれ

臓器（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）の障害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気やめまいのおそれ

長期または反復暴露による臓器（呼吸器、神経系、中枢神経系、肝臓、精巣）の障害

水生生物に毒性

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

その他の危険有害性のコメント

* 塗料かす、スプレーダスト、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し発熱、蓄熱すると自然発火する恐れがある。

3. 組成、成分情報

成分名	CAS No.	含有量 (重量%)	関係法令※1						備 考
			表示 対象	通知 対象	有機則	特化則	化管法 (PRTR)	毒劇法	
アクリル樹脂	—	10~20	—	—	—	—	—	—	
二酸化チタン	13463-67-7	10~20	○	○	—	—	—	—	
ミネラルスピリット	8052-41-3	60~70	○	○	○	—	—	—	皮膚刺激性 特定標的臓器毒性
キシレン	1330-20-7	1.7	○	○	○	—	○	△	生殖毒性 特定標的臓器毒性
エチルベンゼン	100-41-4	0.1~1	○	○	—	○	△	—	生殖毒性
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	95-63-6	4.4	○	○	—	—	○	—	
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	108-67-8	1.8	○	○	—	—	○	—	特定標的臓器毒性

※1 関係法令 ○：最大含有量が閾値以上の対象物質／△：最大含有量が閾値未満の対象物質／－：対象外の物質

4. 応急措置

目に入った場合

- * 直ちに大量の清浄な水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。
- * 医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

- * 付着物を布にて素早く拭き取る。
- * 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。
- * 外観に変化がみられたり、痛みがある場合には、医師の診断を受ける。

吸入した場合

- * 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。
呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。
- * 嘔吐物は飲み込ませないようにする。
- * 直ちに医師の診断を受けること。
- * 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- * 安静にして直ちに医者の診断を受ける。
- * 嘔吐物は飲み込ませないこと。

5. 火災時の措置

使用可能消火剤

水(×)、炭酸ガス(○)、泡(○)、粉末(○)、乾燥砂(○)、その他()

消火方法

- * 水を消火に用いてはならない。
- * 適切な保護具(耐熱着衣など)を使用する。
- * 可燃性の物を周囲から素早く取り除くこと。

6. 漏出時の措置

- * 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- * 着火した場合に備えて、粉末または泡消火器を準備する。
- * 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- * 乾燥砂、土、その他の不燃性の物に吸収させて回収する。
- * 大量の流出には、盛り土で囲って流出を防止する。
- * 流出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- * 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- * 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置をする。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱上の注意

- * 換気の良い場所で取り扱う。
- * 容器はその都度密栓する。
- * 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- * 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器は防爆型（安全増型）を使用する。
- * 工具は火花防止型のものを使用する。
- * 皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、吸入したり、目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
- * 取扱い後は、手、顔等を良く洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。
- * 使用済みウエス、塗料かす、スプレーダスト等は廃棄するまで水に浸けておく。

保管上の注意

- * 通風の良いところに保管する。
- * 日光の直射を避ける。
- * 火気、熱源から遠ざけて保管する。
- * 盗難防止のため施錠保管のこと。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- * 取扱い設備は防爆型を使用する。
- * 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- * 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るよう設備すること。
- * 取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれないような設備とする。
- * 屋内作業の場合には、自動塗装機等を使用するなど、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置により作業者が蒸気などの暴露を避けられるような設備にすること。
- * タンク内部の密閉場所で作業をする場合には密閉場所、特に底部まで充分に換気できる装置を取り付けること。

保護具

呼吸系の保護

- * 有機ガス用防毒、防塵マスクを使用する。
- * 密閉された場所では、送気マスクを着用すること。

目の保護

- * 保護メガネを着用する。

皮膚の保護

- * 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

他の保護

- * 静電塗装をする場合には、通電靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

状態	液体(○)、気体()、固形状()、粉末状()、ペースト状()
色	白
臭氣	溶剤臭
沸点	測定データなし
蒸気圧	測定データなし
比重	0.90~1.00
pH	該当しない
その他	特になし

10. 安定性及び反応性

製品特数

引火点 43°C
発火点 測定データなし
爆発限界 測定データなし

反応性、安定性情報

接触により危険性のある物質	特になし
燃焼などによる有害ガス発生	不完全燃焼するとCO等が発生する。
その他の反応性情報	通常の条件では安定である。

その他の危険性情報

特になし

11. 有害性情報

組成物質の有害性及び暴露濃度基準

物 質 名	管理濃度	ACGIH(TLV)	IARC	その他有害性
アクリル樹脂	—	—	—	—
二酸化チタン	—	10mg/m ³	—	LD ₅₀ : >10,000mg/kg(経口ラット)
ミネラルスピリット	—	100ppm	—	LD ₅₀ : >5,000mg/kg(経口ラット)
キシレン	50ppm	100ppm	3	LD ₅₀ : 4,300mg/kg(経口ラット)
エチルベンゼン	20ppm	100ppm	2B	LD ₅₀ : 3,500mg/kg(経口ラット)
1,2,4-トリメチルベンゼン	—	25ppm	—	LD ₅₀ : 5,000mg/kg(経口ラット)
1,3,5-トリメチルベンゼン	—	25ppm	—	—

組成物質に関するその他の有害性情報

* 特になし

製品に関する有害性情報

* 製品としての安全性試験は行っていない。

12. 環境影響情報

* 漏洩時、廃棄などの際には環境に影響を与える恐れがあるので注意をすること。

13. 廃棄上の注意

- * 廃溶剤、廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- * 容器、機器装置等を洗浄した廃水等は地面や廃水溝へそのまま流さないこと。
- * 廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- * 廃溶剤廃塗料などを焼却する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。

14. 輸送上の注意

共 通 7. 取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。

運搬に際しては、容器を40°C以下に保ち、転倒、落下並びに損傷が無いように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、他法令の輸送について定めるところに従う。

海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送 航空法に定めるところに従う。

国連番号 1263

ク ラ ス 3

容器等級 III

15. 適用法令

化審法	該当しない
消防法	危険物 第4類 第2石油類（非水溶性）
労働安全衛生法	
労働安全衛生法施行令	危険物（引火性のもの） 表示および通知対象物質（3. 組成、成分情報の項の表参照）
有機溶剤中毒予防規則	第2種有機溶剤
特定化学物質障害予防規則	第2類物質（特別有機溶剤等）
化学物質管理促進法（PRTR）	第一種指定化学物質
毒物及び劇物取締法	該当しない
船舶安全法	引火性液体類

16. その他の情報

主な引用文献

日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」

危険防災救急便覧

国際化学物質安全カード（ICSC）

注意

危険有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには十分注意して下さい。